

子家発 0318 第 1 号
令和 4 年 3 月 18 日

各 都道府県児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

児童扶養手当遺棄の認定基準について

児童扶養手当の支給事由の一つである遺棄の認定基準については、従来、「児童扶養手当遺棄の認定基準について」（昭和 55 年 6 月 20 日児企第 25 号厚生省児童家庭局企画課長通知）において示してきたところであるが、適切な認定の実施を確保するため、今般、遺棄の認定基準を別紙のとおり新たに定めたので、その取扱いに遺漏のないよう、管内市（指定都市、中核市、特別区を含む。）町村に対する周知について、特段の配慮をお願いします。

なお、これに伴い、「児童扶養手当遺棄の認定基準について」（昭和 55 年 6 月 20 日児企第 25 号厚生省児童家庭局企画課長通知）については廃止する。

別紙

「遺棄」の認定基準について

第一 基準

父又は母が児童を遺棄している場合とは、父又は母が監護義務をまったく放棄しており、父又は母の監護意思及び監護事実が客観的に認められない場合など、父又は母による現実の扶養を期待することができない場合をいうものである。

第二 解説

I 監護について

- 1 監護とは、金銭面、精神面等から児童の生活について種々配慮していることをいい、同居しているか別居しているかは問わない。

同居の場合には、基本的には監護していると考えられる。

また、父による定期的な仕送りや訪問、手紙、電話等による連絡等があることは、監護しているものとする材料となり得る。

II 遺棄について

- 1 父の居住が、警察、親類等を通じて捜索したにもかかわらず発見できず不明である場合は、通常遺棄に該当すると考えられる。

しかし、父の居所が判明している場合であっても遺棄に該当する場合が考えられる。すなわち、父の問題行動（アルコール依存、ギャンブル依存、薬物依存その他の依存症、暴力行為、不貞行為、犯罪行為、多重債務等）のため、母が子を連れて家出した場合、又は、父に問題行動はないが、父の監護意思及び監護事実が客観的に認められない場合であっても、かつ、母に離婚の意思(将来意思を含む。以下同じ。)がある場合には、遺棄に該当すると考えられる。

なお、上記の「監護意思及び監護事実が客観的に認められない場合」には、父が監護意思の表明をするのみで、実態として監護している事実が客観的に認められない場合を含むものである。

- 2 遺棄のケースは、これらにとどまらず種々のケースがあると考えられるので、遺棄の認定に当たっては、離婚調停や審判の係争中で婚姻関係が継続している場合であっても、父又は母による現実の扶養を期待することができないと判断される場合には、遺棄に該当するものとするなど、事実関係を総合的に勘案のうえ判断されたい。
- 3 父が母及び児童と同居している場合は、明らかに遺棄に該当すると判断できる個別の事実関係がある場合であっても、母に離婚の意思がある場合を除き、監護し

ているものと考えられ、遺棄に該当しない。

別居している場合であっても、出かせぎ、入院等特定又は不特定の期間、就労、事業、療養等のため別居しているが、目的達成後帰来することが予定されている場合には遺棄に該当しない。

4 父の監護意思及び監護事実が客観的に認められる状況において、母が性格の不一致又は他に内縁関係ができた等の理由により子連れて家出した場合は、一般的には遺棄に該当しないと考えられるが、上記に該当する母が子連れて家出した後のある時点から、父の監護意思及び監護事実が客観的に認められなくなり、かつ、母に離婚の意思がある場合には、遺棄に該当すると考えられるので、事実関係を総合的に勘案のうえ判断されたい。

5 母子が税法上の扶養親族の取扱いを受けているか否かは遺棄の認定に当たって判断の材料となるものであり、父が家出し行方が判明している場合、母子が扶養親族の取扱いを受けていれば、一般的には父の扶養意思を推定する材料となり得るが、たとえ税法上扶養親族の取扱いを受けているとしても、父の監護意思及び監護事実が客観的に認められず、かつ、母に離婚の意思がある場合には、遺棄に該当すると考えられるので、事実関係を総合的に勘案のうえ判断されたい。

なお、生活保護を受給しているか否かについても、受給中の場合には父から遺棄されている可能性が高いと思われるので遺棄の認定に当たって一つの判断材料となり得る。

6 1～5の規定は、児童を監護する母の児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号。）第四条第一項第一号ホ及び児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第百四十五号。）第一条の二第一号の規定に基づく支給要件への該当性を判断するためのものであるが、児童を監護する父の同法第四条第二号ホ及び同令第二条第一号の規定に基づく支給要件への該当性を判断する場合に準用する。この場合において、「父」は「母」と、「母」は「父」と読み替えることとする。

第三 事務処理

1 市町村の事務担当者は、遺棄を理由とする手当の請求があった場合には、別添の遺棄調書を請求者に記入させること。なお、町村（福祉事務所を設置する町村及び特別区を除く。）の事務担当者は、これを認定請求書に添付して都道府県に提出すること。

2 遺棄を事由として手当を受給中の者で第一及び第二に延べた遺棄の認定基準に明らかに該当しないと認められるものについては、職権でもって受給資格の喪失処分を行うこと。

